

購入、注文、および STAHLの(下) 請け
負い契約の 一般条件

この購入、注文、および(下) 請け負い契約の一般条件は、Waalwijkに設立されたStahl Parent B.VおよびZeeland-West Brabant裁判所に登録番号25/2020として登録されたグループで組織として関連するその法人および企業によるものです。

1. 適用性

- 1.1 この購入、注文、および(下) 請け負い契約の一般条件(以下「**一般購入条件**」と称す)は、すべての要求、見積もり、オファー、および合意に常に適用されるものとします。これにより、Stahl Parent BVおよび/または組織グループ内の法人および/またはそれに関連する会社、またはそれらに依存する法的後継者(以下、「**STAHL**」と称す)は、商品、商品の購入者、および/または作業またはサービスの実施(以下「**契約**」と称す)のためのコミッショナーとして行動します。
- 1.2 これらの条件の第1条から第19条は、STAHLに対して行われたすべてのオファー、STAHLと締結された契約、およびそれから生じる可能性のあるすべての契約に適用されます。そのようなオファーまたは合意が(下) 請け負いおよび/またはサービスの提供に関係する場合、これらの条件の第20条から第23条の規定も適用されます。
- 1.3 これらの一般購入条件からの逸脱および/または追加は、STAHLの正式な代表者によって契約当事者に書面で確認された場合にのみ拘束力を持ちます。
- 1.4 これらの一般購入条件の目的で、「**契約当事者**」とは、商品の販売および/または配達、および/またはSTAHLの事業運営範囲内での作業に対して、またはそれに関連してSTAHLと契約を締結したまたは締結を希望する法人、およびそのような人物を除き、特別または一般的な称号の下での代表者、代理人、および法的後継者を指します。
- 1.5 STAHLは、契約当事者が適用する販売、納品、契約、サービスの一般条件、またはその他の一般条件の適用を、名前を問わず明示的に拒否します。
- 1.6 これらの一般購入条件では、「**書面による**」という用語には、電子メールなどの電子データ送信も含まれます。
- 1.7 STAHLは、これらの一般購入条件を一方的に修正する場合があります。修正は、STAHLが契約当事者に修正された条件を送信した日から8暦日後に発効するものとします。STAHLはさらに、契約当事者が修正された条件に同意しない場合、STAHLと契約当事者との間の契約を解消または終了する場合があります。
- 1.8 これらの一般購入条件で使用されている(小)見出しから派生する権利はありません。小見出しは、これらの一般購入条件で使用される各記事またはサブ記事の独立した内容および有効性に影響を与えません。
- 1.9 これらの一般購入条件がオランダ語以外の言語でも作成されている場合、これらの一般購入条件の規定または条件の解釈に関する論争が発生した場合は、オランダ語のテキストの意味が常に優先されます。
- 1.10 パリの国際商業会議所の規定(インコタームズ 2020)は、これらの一般購入条件、契約、および結果として生じる契約に適用されます。

2. オファー、注文、契約の成立

- 2.1 STAHLの要求に応じて、契約当事者は見積もりを提出するものとし、これは取消不可のオファーと見なされます。契約当事者は、そのオファーを6か月間維持するものとします。第2.1条で言及されているSTAHLからの要求は拘束力を持たず、オファーをするための招待にすぎません。
- 2.2 STAHLと契約当事者との間の契約およびその修正または追加は、以下の場合にのみ確立されるものとします。(i) 両当事者が契約に署名した後(ii) 購入条件の第2.4条に記載された方法で(iii) STAHLの正式な代表者によるオファーの書面による承諾、または(iv) -前条第2.1条の最後の文の規定から逸脱して-契約当事者による要請の書面による即時かつ無条件の受諾(v) 口頭の場合は、STAHLの正式な代表者が、口頭での合意を書面で確認。(i) および(ii)の場合、本契約の内容およびこれらの一般購入条件は、納品の条件を完全かつ正確に反映していると見なされるものとします。(iii)の場合、オファーがSTAHLの正式な代表者によって書面で受け入れられた場合に限り、そのオファーおよび一般購入条件は、当事者間での供給の条件を完全かつ正確に反映していると見なされるものとします。(iv)の場合、注文の内容および

一般購入条件は、供給の条件を完全かつ正確に反映していると見なされるものとします。(v)の場合、書面による確認の内容およびこれらの一般購入条件は、当事者間の合意を完全かつ正確に反映していると見なされるものとします。本第2.2条は、追加の作業にも適用されます。これは、この追加の作業が書面で合意されている場合に限り、契約およびその修正または追加が有効になる、または拘束力を持つことを理解した上で行われます。

- 2.3 フレームワーク契約の場合、STAHLの正式な代表者がフレームワーク契約に基づく割り当ての一部を実行するための確認書を送信するたびに、契約が確立されます。
- 2.4 契約当事者は、STAHLから送信された契約書を、変更されずに署名された状態で、契約書が送信された日から3営業日以内にSTAHLに返送するものとします。契約当事者が上記の期間内に本契約を返還せず、その内容に書面で異議を唱えない場合、またはその期間内に本契約の履行を開始しなかった場合、本契約の内容は受理されたものとみなされ、契約は、契約に示されている条件に基づいて締結され、これらの一般購入条件に従うものとします。
- 2.5 図面、モデル、仕様、指示、検査要件などが契約の履行に使用されるか、STAHLによって承認された場合、それらは契約の一部を形成するものとします。
- 2.6 契約は、STAHLの事前の書面による同意がある場合にのみ修正でき、STAHLの見解において、STAHLとそのクライアントの計画などの状況で許可されている場合に限り、STAHLは、作業計画の調整に関連する費用を含め、契約当事者の要求に応じて行われた変更から生じる費用を契約当事者に請求する権利を留保します。
- 2.7 契約が2つ以上の契約当事者によって締結された場合、それらは連携して責任を負うものとし、STAHLは、契約全体に対して、それぞれに関して完全な履行を行う権利を有するものとします。
- 2.8 STAHLの法的に権限を持つ代表者によって書面で確認された場合を除き、STAHLの従業員との合意または約束は、STAHLを拘束するものではありません。
- 2.9 STAHLから注文を受け取った直後に、契約当事者はこの注文の一貫性、完全性、および正確性を確認するものとします。契約が締結される前に、契約当事者は、注文に誤りや脱落があると疑われる場合、または疑うべきである場合、直ちにSTAHLに通知するものとします。このようなエラーは、STAHLによって常に修正されることがあります。
- 2.10 書面による別段の合意がない限り、STAHLとの交渉が終了した場合、到達した段階に関係なく、STAHLはオファーの作成に関連する費用を返金せず、いかなる補償またはその他の補償も負わないものとします。
- 2.11 契約およびこれらの一般購入条件は、当事者の権利および義務の実質全体を構成し、当事者間のそれまでのすべての口頭および書面による取り決め、合意、および/または声明に取って代わります。本契約の条項とこれらの一般購入条件との間に矛盾がある場合は、本契約の条項が優先されます。

3. 価格

- 3.1 契約に示されている価格は固定されており、拘束力があり、VATを除き、STAHLが示す配達無料の場所(DDPインコタームズ2020)に適用されます。以前に契約書に書面で定められていなかったすべての費用は、STAHLによる払い戻しの対象とはならず、すべての費用が含まれます
- 3.2 提供される商品、製品および/または関連サービスの総費用の報酬は、当事者間で事前に書面で合意された固定金額によって決定されるものとします。
- 3.3 契約当事者は、STAHLがそのような追加作業の実施に事前の書面による同意を与えた場合に限り、追加作業から生じる費用を請求することができます。
- 3.4 値上げおよびその他の費用上昇の状況では、契約の締結後も、契約の締結日から履行日までの期間に関らず、契約当事者が支払うものとします。
- 3.5 オファー時と契約締結時または納品/請求時の通貨の差額は価格に影響しません。

4. 納品

- 4.1 別段の合意がない限り、納品は送料前払いで行われ(DDP、インコタームズ2020)、STAHLが指定する場所で輸送機関によって荷降ろしされます。
- 4.2 送料前払い/ DDP輸送が合意されておらず、契約当事者が

- 運送を手配する、または手配する要因となる場合、荷積みおよび荷降ろしのリスクは常に契約当事者が負担するものとします。
- 4.3. 各納品には、次の情報を含む文書が添付されます：納品される商品の説明、納品される商品の数量および/または数、注文番号、原産国、パッケージあたりおよび合計の正味/総重量、パッチ番号、関税番号、法的に必要な書類および製品情報（「材料安全データシート」）。
- 4.4. 納品時間とは、購入した商品が納品され、STAHLの権限のある人物が委託書に署名し受理した時間です。
- 4.5. 契約当事者は、STAHLが指定した場所に、合意された時間または合意された期間内に迅速に商品を納品するものとします。STAHLが注文に納品日を指定していないが、（最終）納品期間を示している場合、その期間は契約が締結された日から開始されるものとします。
- 4.6. 合意された納期および/または実施期間は最終的なものです。納期および/または履行期間を超過することにより、契約当事者は、法律の運用により不履行となり、納期および/または履行期間を超過した結果としてSTAHLが被った損害について責任を負うものとします。
- 4.7. 商品が契約当事者によって間違った場所に配達された場合、合意された場所への配達の追加費用は契約当事者が負担するものとします。
- 4.8. STAHLは、実際の納品時からのみ商品のリスクを負担するものとします。
- 4.9. 契約の履行には、関連する補助資料および関連するすべての文書、図面、品質証明書、検査証明書、および保証証明書の納品も含まれるものとします。
- 4.10. 契約当事者がモデル、サンプル、例、または仕様を示した、または提供した場合、商品および/または活動は、示された、または提供されたモデル、サンプル、例、または仕様に従って提供される必要があります。納品されるアイテム/商品/実施される活動の特性および特徴は、原則として、モデル、サンプル、例、または仕様から逸脱することはできません。
- 4.11. アイテム/商品の受領および/またはアイテム/商品または活動に対する支払いは、その承認を意味するものではありません。
- 4.12. 商品の納品時に、委託貨物運送状は、権限のあるSTAHLの従業員によって署名されなければなりません。STAHLの従業員は、納品されたアイテム/商品の数に対して運送状に署名し、一目で欠陥が存在することを示します。さらに検査した結果、納品された注文または納品された注文の一部が合意された仕様に準拠していないと思われる場合-第8条に規定された保証条項を除き、STAHLは注文全体またはその一部を拒否し、契約を解消する権利を留保します。STAHLは、8営業日以内に書面で契約当事者にその旨を通知するものとします。これに起因するいかなる損害も、契約当事者が負担するものとします。
- 4.13. 契約当事者は、納品が行われない、期日どおりに行われない、または適切に行われないことを知っている、または知るべきである場合、係る不都合が生じる原因となる状況を記載した書面により直ちにSTAHLに通知するものとします。
- 4.14. 第20条の規定を害することなく、契約当事者が第4.4条の規定を遵守しなかった場合、期限内に遵守しなかった場合、または完全に遵守しなかった場合、STAHLは即時に支払われる罰金を課す権利を有するものとします。この罰金は契約当事者に対して、代替および/または追加の補償を請求するSTAHLの権利を害することなく、原因不明の失敗がない限り、割り当て全体の合意価格の最大1パーセント（1%）とします。STAHLは、この罰金および/または契約当事者に支払うべき金額に対する補償を相殺する権利を有します。
- 4.15. 第20条の規定を害することなく、第4.13条に記載の状況が発生した場合、当事者は、発生した状況がSTAHLが満足するような形で改善する可能性があるかどうか、またその場合はどのような方法で改善するかについて互いに協議するものとします。
- 4.16. 契約当事者は、書面による別段の合意がない限り、部分的に契約を締結する権利を有しないものとします。
- 4.17. STAHLが契約当事者に納品の延期を要求した場合、契約当事者は、自己負担で、適切に梱包されたアイテム/商品を個別に認識できるように保管、保存、保護し、保険をかけるものとします。
- 4.18. 契約当事者は、本契約に基づく義務および留保する権利を停止する権利をここに放棄します。
5. 輸送とリスク
- 5.1. STAHLからそれ以上の指示がない場合、輸送、発送などの方法は、良心的な請負業者としての立場で契約当事者によって決定されるものとします。商品は、欧州および国際規制に従って梱包され、適切にマークされている必要があります。STAHLは、梱包が第5.1条に規定されている条件を満たさない場合、納品の受け入れを拒否する場合があります。
- 5.2. アイテム/商品は、STAHLが受け取るまで、完全に契約当事者のリスクで輸送されるものとします。契約当事者は、このリスクをカバーするために適切な保険に加入するものとします。引き渡しは、許可されたSTAHLの従業員による委託貨物運送状の署名によって行われます。
- 5.3. 輸送および/または発送に関するSTAHLの特定の希望は、契約当事者がSTAHLに値上げまたは追加料金を請求する権利を持たずに、常に実行されるものとします。これは、言及された特定の希望がその性質および追加費用に関して不合理でない限りです。

6. 承認、同意

STAHLが契約当事者に付与した承認または（黙示の）同意は、契約当事者の義務を契約から解放するものではなく、契約当事者の責任を変更するものでも、STAHLが権利を放棄することを意味するものでもありません。

7. 支払い

- 7.1. 支払いは契約で指定された期間内に行われるものとしていますが、第4.17条に従って納品が延期された場合、実際の納品時から同じ期間内に、配達された商品および/または実行または完了した作業は、第8条に記載されている仕様に準拠します。その他の場合は、請求書受領後60日以内に、第7.2条に定める時点で、納品または作業の実施または完了が第8条に定める仕様に準拠していることを条件として支払いを行うものとします。
- 7.2. 作業を実行する場合、合意された注文合計の5%の最終納期が常に適用されます。
- 7.3. 正しい発注番号のない請求書は処理されません。契約当事者は、信用限度追加料金で請求額を増やす権利がありません。
- 7.4. 書面による別段の合意がない限り、第7.1条に記載されている請求書の支払いは、契約当事者が指定した銀行または郵便振替口座に支払うべき金額を送金することによって行われるものとします。
- 7.5. STAHLは、前払いまたは分割払いを含め、支払いが行われる前に、契約当事者の（残りの）義務を履行するために十分な担保だと見なされるものを要求する権利を常に有するものとします。契約当事者が必要な担保の提供を拒否した場合、契約当事者は不履行の通知なしに不履行になり、STAHLは、費用や利益の損失を含む損害を補償するSTAHLの権利を害することなく契約を解除する権利を留保します。
- 7.6. STAHLは、法律に基づく（停止の）権利を害することなく、契約当事者が義務を履行できない場合、またはその恐れがある場合、そのような失敗に原因があるかどうかに関係なく、契約を一時的に停止する権利を常に有するものとします。
- 7.7. STAHLは、連鎖責任に関して1990年の州税徴収法に基づくプロジェクトに関して、契約当事者に支払うべき社会保障負担金および賃金を、Gアカウントに送金または内国歳入庁が契約当事者に対して保有する預金口座に送金することにより契約当事者に支払う権利を留保します。
- 7.8. 前項の規定を害することなく、STAHLは、社会保障負担金および賃金税に関して前述の金額を常に源泉徴収し、契約当事者に代わって内国歳入庁に直接支払う権利を有するものとします。
- 7.9. STAHLによる支払いは、条件、契約、または法律から生じる保証または責任から契約当事者を解放するものではありません。
- 7.10. STAHLによる支払いは、いかなる権利の放棄を意味するものではありません。
- 7.11. STAHLは、STAHLが契約当事者および/または契約当事者に関連する企業や事業所に対して行う請求に対して、請求書の金額の全部または一部を常に相殺することができます。STAHLはまた、STAHLに関する契約当事者の請求に対して、STAHLに関連する企業および事業体に対する契約当事者の請求を相殺する場合があります。契約当事者側の許可が必要な場合、係る許可は無条件かつ取消不可の形でSTAHLに付与されたものとみなされます。

8. 保証と補償

- 8.1. 契約に基づく責任を害することなく、契約当事者は、納品後24か月間、納品された商品が以下の状態であることを保証します。
- 納品物の性質によって示される、または示されるべきであると意図された目的に適しており、さらにすべての特性を備えており、STAHLが合理的に期待できる品質である。
 - 製品仕様、図面、サンプル、注文、および/または本契約で言及されているその他の規定に完全に対応し、実質的に要件を満たす。
 - オランダおよび欧州の法律および規制、その他の国の法律および規制に基づく該当する要件、および契約が締結され履行された時点で適用される、セクター内で適用される環境、安全、および品質基準の要件に準拠する。
 - 良質で、健全に構築され、構成、製作、組み立て、設計、および使用される材料の欠陥を含む欠陥がなく、建設および製造の欠陥がなく、契約に準拠している。
 - 第三者の知的財産権を侵害しない。
- 8.2. さらに契約当事者は、契約当事者および契約当事者によって持ち込まれた（補助）要員による契約の履行において、契約当事者がSTAHLのビジネスパートナー行動規範に従って行動することを保証します。このことは以下で相談することができます：<https://www.stahl.com/corporate-responsibility/procurement>
- 8.3. 契約当事者はSTAHLを補償し、以下に関して完全に無害に保つものとします。

契約当事者が本契約に基づく義務、および契約に関連した義務を履行しなかったこと、また義務を適切にあるいは適切な時期に履行しなかったことに起因およびまたは関連する、弁護士などのコンサルタントを利用するための合理的な費用を含むがこれらに限定されない損害、費用、または経費。

- 8.4. STAHLの他の主張を害することなく、契約当事者は直ちに修理する、またはSTAHLの裁量により、保証期間内に、ただし5日営業日以内にSTAHLとの協議の上で、欠陥品または行われた作業（の一部）を交換するものとします。交換または修理された商品の納品後、それらの商品の保証期間が再開されます。STAHLは、更新、交換、または改善された商品および/または作業を再検査する権利を留保します。
- 8.5. 契約当事者は、欠陥の修理または商品の交換および/または実施された作業に関連するすべての費用を負担するものとします。これには、上記の修理または交換後にアイテム/商品を運用するための費用も含まれるものとします。アイテム/商品および/または作業がより大きなプロジェクトの一部である場合、そのより大きなプロジェクトの試運転の費用も契約当事者が支払うものとします。
- 8.6. 欠陥のあるアイテム/商品および/または作業が契約当事者によって修理または交換されていない限り、STAHLはこれらのアイテムの全部または一部の支払いを停止し、代替および/または追加の補償を請求する権利を有するものとします。
- 8.7. 契約当事者が第 8.4 条に定める義務を履行しない場合、または契約当事者が修理または交換を適切に手配できない、または手配しないと合理的に想定せざるを得ない場合、STAHLは、他の権利を害することなく、修理または交換を自社または第三者により契約当事者の費用負担で実行する権利を有します。

9. 品質、テスト

- 9.1. アイテム/商品および/または作業は、本契約の締結前および締結中または締結後のいずれにおいても、STAHLまたはSTAHLによって指定された個人または団体によって検査、チェック、および/またはテストされる場合があります。
- 9.2. 契約当事者がISO : 9001 : 2000認証または同等の認証を取得している場合、契約当事者はさらに、STAHLが品質管理の分野で契約当事者の手順を検証することを許可するものとします。契約当事者は、関連する基準を引き続き満たすために合理的に可能なすべてのことを行うものとします。
- 9.3. 検査、チェックおよび/またはテストの費用は、契約当事者が負担するものとします。
- 9.4. いかなる承認に関係なく、商品および実行される活動は、契約当事者の費用およびリスクにおけるものとします。検査または承認は、これらの条件、契約、または法律に基づく保証または責任から契約当事者を解放するものではありません。
- 9.5. 契約の締結前、締結中、または締結後に検査、チェック、および/またはテストが行われた場合、STAHLは契約当事者に書面で通知するものとします。
- 9.6. アイテム/商品および/または作業が、納品および/または実行中または実行後に拒否された場合、契約当事者は、拒否されたアイテムおよび実行された作業に関するリスクを保持するものとします。

10. 守秘義務

- 10.1. 契約当事者は、あらゆる方法において知り得たすべての機密情報、すべての（事業）情報、および商業的および技術的データを含むその他のデータの機密を保持することを約束します。契約を適用する際、契約当事者は、STAHLまたはSTAHLのクライアントの利益を保護するために可能な限りの予防措置を講じるものとします。
- 10.2. 第 10.1 条で言及されている情報は、契約当事者が第三者に対して機密を保持し、STAHLの書面による許可がない限り開示または複製してはなりません。契約当事者が契約の履行に関与する従業員または補助要員またはその他の第三者に情報を提供する必要がある場合、契約当事者は、その従業員および/またはこれらの補助要員またはその他の第三者が、STAHLが提供する情報を認識する前に、本契約に基づく守秘義務を遵守することを保証するものとします。
- 10.3. 契約当事者は、STAHLの事前の書面による許可なしに、本契約の締結を公表したり、これに関してSTAHLのクライアントまたは契約当事者のクライアントとの直接または間接的な連絡を維持したりすることはできません。
- 10.4. 契約当事者が本条に記載されている禁止事項、義務、または保証に違反した場合、各違反につき100,000ユーロ（10万ユーロ）、契約当事者が違反を侵している1日あたり10,000ユーロ（1万ユーロ）を即時罰金として支払います。これにより代替および追加の補償を請求する権利を含む、STAHLの他の請求を害することはありません。
- 10.5. 機密を維持する義務は、本契約の終了後も引き続き有効とします。
- 10.6. 別の機密

契約が契約当事者と合意されている場合、第10条の適用を中止し、別の機密保持契約の内容が適用されるものとします。

11. 譲渡および外注

- 11.1. 契約当事者は、STAHLの事前の書面による同意なしに、本契約から生じる権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡するまたは負担させることはできません。この禁止は、財産法の効力を持ちます。
- 11.2. 本契約に基づく義務の履行に関して、契約当事者は、STAHLの事前の書面による許可なしに、その全部または一部を他の人に代わって行ってはならず、また納品および/または作業の全部または一部を下請けに出すことはできません。
- 11.3. STAHLが本条の第1項および第2項の規定に許可を与える場合、STAHLはそのような許可に条件を付ける権利を有します。下請けおよび/またはアウトソーシングは、全体的または部分的に、本契約に基づく義務を履行する契約当事者の責任に影響を与えないものとします。
- 11.4. 緊急の場合、さらには契約当事者との協議の結果、契約当事者が本契約に基づく義務を適切に履行できない、または履行しない、または適切な時期に履行できないと合理的に想定される場合、STAHLは契約当事者に対し、本契約の履行の全部または一部を自己の費用において、STAHLによって指定された第三者（複数可）に下請けを要求することがあります。これは、契約当事者を本契約に基づく義務から解放するものではありません。

12. 競争禁止

- 12.1. STAHLが事前の書面による同意を与えていない限り、契約当事者は、直接または第三者の仲介を通じて、本契約に関連するSTAHLのクライアントへの見積もりおよび/またはオファーを控えるものとします。

13. ツール

- 13.1. 契約の履行のためにSTAHLが契約当事者に提供した図面、計算、モデル、金型、ダイ、ツールなどのすべてのリソース、または契約当事者が特にSTAHLとの契約の履行において作成または作成を手配したものは、支払いの有無にかかわらず、あらゆる状況でSTAHLの所有物となるものとします。
- 13.2. すべてのリソースと作成されたすべての複製は、最初の要求時にSTAHLに提供されるか、STAHLに返却されるものとします。
- 13.3. 契約当事者がそのリソースを保持している限り、契約当事者は、それらがSTAHLの所有物であることを示す消えない印を付けるものとします。契約当事者は、これらのリソースの合計を回収することを希望する第三者に対して、STAHLの所有権を指摘するものとします。
- 13.4. 契約当事者は、STAHLが書面による明示的な同意を与えない限り、本条で言及されているリソースをSTAHLに対する納品および作業を実行するためにのみ使用し、第三者に見せたり、第三者に代わって使用したりしないものとします。契約当事者は、リソースの損失または損害のリスクを負うものとし、自己負担でこのリスクを保証する義務があります。

14. 責任

- 14.1. 契約当事者は、納品された製品および/または実行された作業が合意された適確性および保証を満たさない場合、およびそれが作業を実行する際に契約当事者が通常の専門知識と十分な注意を払って行動することで回避でき、また回避すべきであり、STAHLから書面で不具合の通知を受けた後、STAHLによって設定された合理的な期間内に不具合を修正できなかった場合、STAHLに対して責任を負うものとします。
- 14.2. 契約当事者は、契約当事者、そのスタッフ、または契約の履行に従事する者の起因する欠陥または不法行為の結果としてSTAHLまたは第三者が被ったすべての直接的および間接的な損害に対して責任を負うものとします。
- 14.3. 契約当事者は、課せられた罰金を含む、被った損害の補償に対する第三者によるすべての請求に対してSTAHLを補償するものとし、STAHLの最初の要求において、STAHLの裁量により、STAHLの代わりに、またはSTAHLと共同で、かかる第三者との和解に達するか、法廷で自らを弁護するものとします。
- 14.4. この条項の目的上、STAHLの人員および補助人員も第三者と見なされません。
- 14.5. 契約当事者は、契約当事者および/または第三者による不作為の結果としてSTAHLが被ったすべての損害をカバーするという趣旨で、本条に記載されている責任に対して、自己負担で十分な保険に加入するものとし、必要に応じて、STAHLがこの目的のために作成された保険証券を検査することを許可するものとします。STAHLは、本契約に関連する契約当事者の方針において共同被保険者と見なされるものとします。契約当事者の責任に対する保険は、本契約または法律に基づく契約当事者の責任に影響を与えないものとします。

15. ハードシップ条項

- 15.1. STAHLの制御が及ばない事象が発生し、(i) それでSTAHLがその義務を遵守するのを遅延させる、妨害する、または妨げる事象であり、STAHLがその時点ではその義務に関して不履行となっていなかった場合、

または (ii) STAHLの見解では、その事象がSTAHLの経済的地位に実質的かつ深刻な悪影響を及ぼし、その結果、STAHLが、契約の履行において経済的に不均衡な負担を負うものである場合（以下「状況」と称す）、これにはいかに含まれるがこれらに限定されない：

- a. 本契約が1年以上の長期契約とみなされる場合。
- b. 世界的な経済危機（以下の 15.3 項で定義）。
- c. STAHLの主要な（販売）市場の1つにおける特定の混乱。
- d. STAHLによって使用される、契約当事者によって供給される商品および/または作業の販売注文の、STAHLの顧客によるキャンセル
- e. ストライキ、自然災害、疫病、戦争、テロ、インターネット接続、エネルギーおよび/または水の供給の中断。
- f. STAHLがその市場で商品を販売および/または供給することを全体的または部分的に妨げる、またはSTAHLの活動に対して不均衡に悪影響を与える、STAHLまたはSTAHLの市場の顧客に対する政府または当局によって課される国内または国際的な禁止またはその他の強制的な規制または法的制限。

STAHLは、本契約および/または法律に基づく他の権利を害することなく、本契約を再交渉する権利を有するものとします。契約当事者は、本契約の条件の変更および/または差し替えについて合意に達するためにあらゆる努力を払うものとします。状況が発生した期間中、STAHLは、本契約に基づく義務の不遵守、遵守遅延、または不完全な遵守に起因するいかなる損害および/または費用についても責任を負わないものとします。

- 15.2. STAHLは、状況が発生した場合、直ちに書面で契約当事者に通知し、該当する場合は、上記の第1項に記載されているように再交渉を要求するものとします（以下、「通知」と称す）。
- 15.3. 世界的な経済危機（以下、「経済危機」と称す）とは、通知の暦年に世界銀行が発表した「実質GDP世界成長率」の年間累計率が3%以上低下すると予想されることを意味します。実質GDP世界成長率が0%以上になると、経済危機は終わります。
- 15.4. 前文の規定を害することなく、STAHLは以下の場合、本契約を解消する権利を有します。(i) STAHLの見解で、通知後6か月以内に状況が終了しないことが予見できる場合、または(ii) STAHLと契約当事者は、通知から60日以内に、契約条件の変更および/または差し替えについて合意に達することができない場合。

16. 契約の解除/解消

- 16.1. 割り当ておよび/または下請けの一部として作業を実行することを（また）含む契約は、STAHLの事前の書面による同意がない限り、契約当事者によって早期に終了することはできません。このような場合、契約当事者は、早期解除の結果としてSTAHLが被る損害を可能な限り制限するものとします。
- 16.2. 契約当事者が、本契約またはその他のその後の契約に基づく義務の1つ以上を履行しなかったために当事者間で締結された契約を遵守しなかった場合、または期間内に、または適切に履行しなかった場合、および破産（申請）または支払い停止、および契約当事者の会社の停止、清算、解散、ストライキまたは買収、または同等の状況の場合、またはその資産の全部または一部が差し押さえられた場合（予防効果があるかどうかにかかわらず）、それは法律により不履行となり、STAHLは、不履行のさらなる通知なしに、また契約当事者への書面による通知による司法介入なしに、一方的に契約の全部または一部を解除する権利を有するものとします。このような場合、STAHLは、補償を支払う義務を負わず、また損害、費用、および利息に対する完全な補償を受ける権利を含む、さらなる権利を害することなく、支払い義務を一時停止する、および/または本契約の履行の全部または一部を第三者に譲渡する権利も有するものとします。
- 16.3. これらの場合にSTAHLが契約当事者に対して持つ、または取得する可能性のあるすべての請求は、割引や相殺なしに、直ちに支払期日が到来し、全額が支払われるものとします。
- 16.4. 契約当事者が破産したと宣言された場合、STAHLは、契約の適切な履行のためのセキュリティの提供を条件として、合理的な期間内に契約を維持する準備ができていかどうかを清算人に宣言するよう要求する権利もあります。清算人が合理的な期間内に契約を完了する準備ができていないことを宣言しない場合、清算人はもはや契約の遵守を要求することはできません。契約当事者にモラトリアムが付与された場合、「清算人」が「契約当事者および管理者」とされることを条件として、本項の規定が適宜適用されるものとします。

17. 産業および知的財産

- 17.1. 書面による別段の合意がない限り、STAHLは、契約に基づいて開発および/または提供されたデザイン、スケッチ、イラスト、図面、モデル、

プログラム、オファー、およびそれらの準備資料を含むすべてのアイテム/商品、サービスに関する知的財産または工業所有権の著作権およびその他すべての権利を所有権によって保持または取得するものとします。これらの事項、サービス、および文書は、STAHLの所有物である、またはその所有物となるものであり、STAHLの明示的な許可なしに、各侵害ごとに100,000ユーロ（10万ユーロ）の罰金の下で、複製、第三者に提示、変更、再生、またはその他の方法で使用することはできません。

- 17.2. 最初の項で言及されている知的財産権が譲渡できない場合、および/または譲渡または納品が別の理由で（完全に）行われなかった場合、契約当事者は、意図された譲渡および納品が引き続き有効であることを確実にするために必要な全ての協力を行うことを約束するものとします。
- 17.3. 契約当事者は、再販を含め、それによって納品されるアイテム/商品、またはSTAHLの利益のためにそれによって購入または生産された補助材料の使用が、特許権、商標権、意匠権、著作権、第三者のその他の権利を侵害しないことを保証します。
- 17.4. 最初の項で言及されている知的財産権が譲渡不可のものである、またはその他の理由で譲渡できないと思われる場合、契約当事者は、これらの知的財産権に関して世界規模の独占的、サブライセンス可能かつ永続的なライセンスまたは使用权を付与します。
- 17.5. 許可されている限り、契約当事者は、とりわけオランダ著作権法の第25条(1)(a)、(b)、および(c)に記載され、最初の項で言及されている商品、サービス、および文書に含まれる、またはそこから生ずる人格権を放棄し、またオランダ著作権法第25条(4)に基づく権限を放棄します。
- 17.6. 契約当事者は、第3項で言及されている権利の侵害から生じる請求に対して、STAHLをさらに補償し、民事訴訟法第1019h条で言及されているSTAHLの弁護士費用を含め、かかる侵害から生じる損害についてSTAHLを補償するものとします。

18. 個人情報

- 18.1. 契約当事者が本契約の履行時に個人情報を処理する場合、個人情報は、一般情報保護規則（EU）2016/679を含む、その時点で施行されているデータ保護法に従って適切かつ慎重に処理する必要があります。
- 18.2. 契約当事者は、STAHLが事前の書面による同意を与えない限り、本契約に基づいて取得した個人データを、独自の目的または本契約の履行に合理的に必要な目的以外の目的で処理してはなりません。
- 18.3. 契約当事者が本条および/または個人情報保護の分野で関連する法律および規制に反して行動する場合、契約当事者は、この点に関する第三者からの請求に対してSTAHLを補償するものとします。

19. 適用法および紛争

- 19.1. オファー、見積もり、契約、および結果として生じるすべての契約とその実施は、1980年の国際商品販売に関するウィーン条約を除き、オランダの法律にのみ準拠します。
- 19.2. これらの一般購入条件が適用される契約または問題の条件自体とその解釈または実施に起因または関連する、いずれかの当事者によってのみそのように見なされるものを含むすべての事実上および法律上の両方における紛争は、契約当事者が欧州連合内の国、またはスイス、ノルウェー、アイスランドで設立された場合、ブレダのゼーランド西プラバント地方裁判所の管轄の民事裁判所によって解決されるものとします。これは、強制的な規則がこの選択を妨げ、別の裁判所に紛争を提出するSTAHLの権限を害することなく適用されます。
- 19.3. STAHLと19.2で言及されている国以外で設立された契約当事者との間の紛争は、ICC仲裁規則に従って国際商業会議所（「ICC」）による仲裁によって解決されるものとします。これは契約締結の3か月前に有効であるため、以下のとおりとなります。

- a. 仲裁廷は、(i) 250,000ユーロ（25万ユーロ）を超えない金銭的利害を有する紛争において1人の仲裁人、または(ii) 250,000ユーロ（25万ユーロ）を超える金銭的利害を伴う紛争において3人の仲裁人で構成されるものとします。;
- b. この第19.3条に基づく仲裁廷が1人の仲裁人で構成される場合、ICCによって仲裁人が任命されるものとしますが、この第19.3条に基づく仲裁廷が3人の仲裁人で構成される場合、各当事者が1人の仲裁人を任命し、3人目の仲裁人はICCによって任命されるものとします。
- c. 仲裁地は、オランダのセルトールヘンボスとします。
- d. 仲裁手続は英語で行われるものとします。
- e. 仲裁廷は法の支配に従って決定するものとします。
- f. オランダ民事訴訟法第1046条に規定されているように、仲裁手続を他の仲裁手続と統合することは、STAHLの要請があった場合にのみ許可されるものとします。

(下) 請け負い/譲渡

20. 契約当事者の義務

- 20.1. 契約当事者は、法律および（該当する場合）作業を実行するためのセクターで適用される規制によって要求されるすべての証明書、許可、および承認を所有していることを宣言します。その複製は、最初の要求に応じてSTAHLに引き渡されるものとします。
- 20.2. 契約当事者は、連鎖責任と雇用者の責任、偽の取り決めとの闘いに関する法律（WAS）および強制識別法（WID）に関して、労働条件法、外国人（雇用）法、仲介者（労働力の割り当て）法（WAADI）、1990年州税徴収法のすべての要件を遵守するものとします。
- 20.3. 契約当事者は、次のことを行うものとします。
- 機関から提供されている限り、関連する従業員保険スキーム実施機関（UWV）への有効な登録証明書を保持している。契約当事者は、要求に応じて、この登録証明書をSTAHLに提示するものとします。
 - そのように要求された場合、契約当事者は、商工会議所の貿易登録簿からの最近の（3か月以内の）抜粋をSTAHLに提供するものとします。
 - 契約当事者が、契約に基づいてSTAHLが登録事務所を有する国以外のEU諸国から労働者を配置する場合、作業の開始前に関連する労働者を社会雇用検査官（Inspectie SZW）に報告し、STAHLにその報告のコピーを提供するものとします。
 - STAHLに、プロジェクトに配置されるすべての従業員と各従業員のリストを1回（作業を開始する前に）有効な身分証明書のコピーと、要求に応じて給与明細とともに提供します。
 - 契約当事者の各従業員について、氏名、住所、郵便番号、居住地、社会保障番号、生年月日、および日付ごとの労働時間数を示す人日記録をSTAHLに提供します。
 - 契約当事者によって配置される従業員に対するすべての義務を厳格に遵守します。
 - 割り当てられた仕事に関連する社会保障負担金と給与税を支払うすべての法定義務を厳格に遵守し、さらに従業員に関して適用される労働協約を厳格に遵守します。
 - 連鎖責任に関して定められた指令で言及されているように、定期的かつ自動的にその給与税および社会保障負担金に関する声明を提供する。
 - STAHLによって承認されたモデルに従って、STAHLの要求に応じて週次レポートを作成し、これらの完成して署名された週次レポートをSTAHLに提出して承認を受けます。
 - 連鎖責任が適用される場合は、次の文書またはデータが即時にまたはほぼ即時に見つかるように記録を設定します。
 - 契約当事者がSTAHLに提供するサービスを実行した契約またはその内容。
 - 配備された人員の記録および彼らが作業を行った日/時間を含む、その契約の履行に関連するデータ。
 - 当該契約に関連して行われた支払い。
 - STAHLに、その管理に必要なすべての情報を、要求に応じて無料で提供します。
 - 連鎖責任が適用される場合は、STAHLが第 7.4 条に従って受領者に直接支払いを行うことに当事者が同意しない限り、元のGアカウントを自由に使用でき、STAHLの要求に応じてこれを表示します。；
- 20.4. 契約当事者がこれらの一般購入条件の第 7.1、7.2 および 7.3 条に基づく義務を（まだ）履行していない場合、STAHLは、不足しているデータを受け取って処理するまで、および/または契約当事者がその他の義務を履行するまで、支払いを行う義務を負いません。契約当事者は、これらの一般購入条件の第 7.1条、7.2条 および 7.3条 に言及された義務および/または法規制の違反に対する補償の請求（収入の損失またはクライアント、従業員および/または第三者からの請求など）および/または課された罰金および/または罰則に対してSTAHLを補償するものとします。STAHLは、STAHLが金額を支払った日から法定利息により増額される金額に関して、契約当事者に対して償還請求を行うものとします。
- 20.5. 契約当事者および/または契約当事者が関与する第三者が法律に基づく支払い義務を履行できなくなった場合、契約当事者は不可抗力の状況が発生した日から3営業日以内にSTAHLに通知するものとします。契約当事者は、STAHLに対する法律の運用により不履行となるものとします。その後、STAHLは、補償を受ける権利を損なうことなく、不履行または司法介入の通知を必要とせずに、本契約の全部または一部を終了することができます。
- 20.6. 契約当事者は、STAHLによって、またはSTAHLに代わって提供された情報、データ、計画、作業方法、指示など、またはSTAHLによって、またはSTAHLに代わって行われた決定に誤りが含まれている場合、または欠陥を示している場合、またはそのような誤りまたは欠陥が存在することが疑われる場合、直ちに書面にてSTAHLに通知するものとします。契約当事者が

前文で言及されている書面による通知を行わなかった場合、それを怠った場合の有害な結果に対して責任を負うものとします。

21. 作業、安全、健康、環境の組織

- 21.1. 契約当事者は、STAHLが発行した命令と指示、および社会問題と雇用の検査官（Inspectie SZW）などの政府機関の規則と指示を遵守するものとします。
- 21.2. 契約当事者は、その要員、補助要員、および契約当事者が利用するサプライヤーが、STAHLの健康、安全、環境（HSE）方針を遵守することを保証するものとします。
- 21.3. たとえば、不適切、安全、健康および/または環境規制に反する行動、必要な証明書及び許可の欠如、平和の妨害、違法行為などの場合、STAHLは、結果として契約当事者が被った損害に対するさらなる補償を行うことなしに、契約当事者の従業員がプロジェクトにアクセスすることを拒否する、プロジェクトから除外するまたは除外してもらった権利を有します。
- 21.4. プロジェクトの労働時間と休憩時間、およびプロジェクトによって一般的または地域的に認識されているか、政府によって、または団体交渉協定によって規定されている休憩、休日、またはその他の休日は、契約当事者とそのスタッフがプロジェクトにおいて作業を行う場合にも適用されます。その結果、契約当事者が被った損害は、STAHLによって回復することはできません。ストライキその他の理由により、STAHL、契約当事者または第三者が契約当事者のサービスを利用できない場合も同様です。
- 21.5. 契約当事者は、その従業員に適切な個人用保護具を提供し、それが（正しく）使用されていることを確認するものとします。契約当事者は、その従業員が現場で適用される環境および安全規制を認識し、それらを遵守することを保証するものとします。これに起因するすべてのリスクと費用は、契約当事者が負担するものとします。
- 21.6. 契約当事者が現場でプロジェクトを実施するために保険を必要とする作業材料を使用する場合、契約当事者は、保険を必要とする作業材料が交通および作業のリスクに対して適切に保険をかけられることを保証するものとします。契約当事者は、雇用する作業設備が前述の保険義務に準拠していることを確認するものとします。
- 21.7. 足場、チェリーピッカー、吊り上げ装置、および手工具、測定装置、足場、はしご、階段などの小型装置の必要な承認された装置は、契約保持者から提供され、合計金額に含まれるものとします。
- 21.8. 契約当事者は、機器および/または材料の配送および取り外し中、および作業の実施中に、土壌汚染または環境損傷がないことを保証するための措置を講じる義務があります。土壌汚染や環境被害が発生した場合、契約当事者は直ちに適切な措置を講じ、この汚染をSTAHLに報告し、自己負担で元の状況に戻すことを約束します。
- 21.9. 契約当事者は、本第 21 条の規定に反する契約当事者による作為または不作為に起因するすべての損害について、STAHLに対して責任を負い、この点に関する第三者の請求に対してSTAHLを補償するものとします。

22. 追加の作業

- 22.1. 追加の作業は、STAHLの正式な代表者の書面による指示の事前の許可があり、それに従う場合にのみ実行できます。STAHLは、権限のある代表者から書面で指示された場合にのみ、追加の作業に対して支払う義務があります。
- 22.2. 以下は、いかなる場合も、追加の作業またはSTAHLによって追加され、支払われる作業とは見なされないものとします。作業の範囲内にあると合理的に見なされなければならない作業、割り当ての性質と意図にしたがって提供する作業、および健全な作業に課せられる要件に従って作業を提供することを目的として。

23. 第三者による履行、下請け

- 23.1. 第 11.2 条に従ってSTAHLの同意を得た後、契約当事者が作業またはその一部の実施を第三者に譲渡または下請けした場合、契約当事者は直ちに書面による合意書を作成するものとします。そのような契約の条件は、STAHLと契約当事者との間で締結された作業契約に対応するものとし、契約当事者と第三者は、必要な変更を加えて、STAHLと契約当事者とそれぞれ同じ法的およびその他の立場に立ちます。
- 23.2. 譲渡/下請けは、本契約に基づくSTAHLに対する契約当事者の義務に影響を与えないものとします。
- 23.3. 第 20.1、条 20.2 条および 20.3 条の規定を害することなく、契約当事者は、STAHLの事前の書面による許可なしに利用可能になった労働者を使用する権利を有しないものとします。仕事が外部委託されている場合、または上記のように労働者が雇用されている場合、契約当事者は、雇用、連鎖責任、および雇用者の責任に関して、適用される法規定によって定められた管理規則を遵守するものとします。